

2009年5月22日

国立大学法人大阪大学学長
鷲田清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合

執行委員長

松本健一



団体交渉の申し入れ

貴職には日ごろから大阪大学に働く教職員の労働条件の改善等にご尽力いただき、ありがとうございます。今回、下記の3点について貴職との団体交渉を要求します。

記

1. 6月期賞与の削減について（緊急）

大阪大学は、5月1日に行われた臨時人事院勧告に基づき、本年6月期賞与を削減する旨の通知を行っている。

当組合は、不況下での生活水準悪化に拍車をかけるこのような大幅な切り下げは行わないこととともに、6月期賞与の支給基準について当組合と誠実に協議を行うことを申し入れる。

2. 旧大阪外国語大学（旧外大）採用教員の生涯賃金に関して

3月17日付けの大学側の回答書で、定年延長問題に関し「（旧外大教員にも）阪大教員として今回の制度を適用することとなるが、一定の経過措置を設けて適用することなどの検討」とあるが、これについて当組合側としての具体的な要求を述べる。

まず第一に、いわゆる定年延長問題について、大学側がその具体案、すなわち上記における「今回の制度」について現在も鋭意検討中であることは、当組合も承知している。また、本来この問題の前提には高年齢者雇用安定法施行があり、同法9条の定める3つの選択肢のうちから教員については「定年を65歳へと引き上げる」を大学側が仮に選ぶとして、当組合として特段の異議があるわけではない。ただし、同様の問題について、職員には61歳以降の再雇用制度が既に選択適用されており、この件に関して労働条件の改善も含めた改善要求を準備していることを申し添えておく。

現況、全事業場の教員にとって最大の問題は、定年の引き上げが行われた場合、現行の給与体系に不利益変更が加えられる可能性が具体化してきたことにある。大学側はこの件に関し、総人件費抑制という理由を示しつつ具体案を提示してきたようだが、仮に給与体系に関する不利益変更が予測された場合、それはあくまで大学の財政問題に端を発するものであり、高年齢者雇用安定法の施行とは因果関係はない。

以上のことを踏まえたうえで、改めて旧外大教員を多数抱える当組合としては、大学側

の回答書にある「一定の経過措置」が、統合前に旧外大に採用された教員全員に関し、当人が定年退職する年月日まで、旧外大終了時の給与体系が最低限保持されることを意味するものでなければならない、と考えている。この意向を現在検討中の新給与体系に必ず反映させることを求める同時に、今後その具体的詳細に関して当組合と交渉の場を持つことを要求する。特に、統合後、事業場の異なる各部局に分散した旧外大教員にとって、生涯賃金に関する労使協議の回路は当組合以外にあり得ないことを御配慮いただきたい。

3. 駐車場料金の使途について

昨年10月より箕面地区でも「車両入構・駐車整理料の収納」が実施されている。

箕面キャンパスで一定時間働く教職員はその労働によって賃金を得ている。駐車場はその施設の一部であり、しかも、交通不便な箕面キャンパスにおいては、通勤に不可欠な施設である。私たちは働きに来ているにもかかわらず、大学側に施設利用料金を払わねばならないことに、根本的な矛盾を感じている。

また、大阪大学で働く非常勤職員が自動車通勤をしているが、駐車場経費を自己負担しているにもかかわらず、彼らにはいまだ通勤手当が支給されていない。平成20年8月26日付けの人事院勧告を履行していない状況で、そのうえ駐車場料金を徴収することにも、根本的な矛盾を感じている。

かつてこの問題をめぐる文書のやり取りの中で大学側は「入構・駐車整理業務に要する経費及び施設・設備にかかる経費については、大学の管理費で支払うとともに、許可を受けた教職員の原因者負担とする」と述べていたが、入構ゲートもない箕面キャンパスで、いったいどのような経費が必要とされるのか。この点は、昨年10月に行われた団体交渉の場でも明らかにされなかった。

以上の経緯を踏まえたうえで、まず箕面地区の入構・駐車料徴収を直ちに停止することを要求する。そして、大学側として今後も徴収を継続する意志があるなら、2008年10月から2009年3月までに要した箕面地区における「入構・駐車整理業務にかかる費用」の詳細、すなわち徴収した駐車料金の使途を文書回答するよう要求する。

4. 外国人特任教員の赴任・帰国情費等の扱いについて

現在、外国語学部で教育を担当する外国人教員は、世界言語研究センター特任教員の地位で採用されている。その雇用条件によれば、赴任時の旅費と移転料は支給されるが帰国情費と移転料は本人負担とされる。が、実際に該当する外国人教員のなかには現地での基本給が非常に低い者も多数いる。また、慣れない異国での勤務に従事するに当たって家族を呼び寄せるケースも多々見られる。もともと多数派である日本人特任教員の待遇に合わせて設定された雇用条件と思われるが、上記の理由から、外国人特任教員について場合によっては帰国情費も支給が可能となるような仕組みを早急に整えるよう要求する。

また、赴任時の旅費は、任用後第1月の給与に加算されて支払われている。該当する外

国人教員の中には、上記のように基本給の非常に低い国や、様々な為替手形を利用しにくい国に居住していたり、政情不安などにより事前送金が困難なケースもある。その結果、赴任に必要な航空運賃や任用後第1月の生活費を、本人、あるいは該当する専攻語の専任スタッフなどが肩代わりするといった、国立大として容易には信じがたい窮状が現実に生まれている。財務の制度上、実現が困難であることは容易に予想されるが、上記のような理由から、今後、外国人特任教員の赴任時旅費と任用後第1月の給与について、改善案がないか（いわゆる発展途上国などに限り任用時に個別検討を行い、必要と認められれば部局を通して赴任航空運賃等を事前支給するなど）検討することを要求する。